

令和2年3月4日	資料2
第48回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

オンサイトリサーチセンターにおける 利用者支援について

令和2年3月4日
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室

オンサイトリサーチセンターの第三者利用の開始に向けたこれまでの対応

平成25年1月「レセプト情報・特定健診等情報データの第三者提供の在り方に関する報告書」

「より円滑なデータ提供のためには、探索的な研究や希少疾患の研究に有効で、患者や個人立の医療機関の情報を保護することができる、オンサイトセンターでのPrivacy Preserving Data Mining等を用いたデータの利活用について検討を進めることが望ましい。」

平成27年12月～ 試行利用開始し、オンサイト運用のための基本方針を策定

平成28年9月 オンサイトのパフォーマンステストは概ね完了
第三者利用本格運用開始に向けた準備として、オンサイトリサーチセンター諸規定等の整備を行った

平成28年12月 第三者利用の開始にあたり、まずは試行期間として厚労省オンサイトの運用を開始

平成30年2月～ 厚労省オンサイトで第三者利用の試行利用開始

平成30年8月～ 厚労省オンサイト試行利用報告

令和元年10月～ 第三者利用の開始（厚生労働省、京都大学）

オンサイトリサーチセンター（厚生労働省、京都大学）の第三者利用の開始

○ 厚生労働省と京都大学においてそれぞれ運用しているオンサイトリサーチセンターについて、以下の要件のもとで、2019年10月目途に、第三者利用（一般利用）を開始することとしたい。

1. （1）当面の間、オンサイトリサーチセンター（厚生労働省、京都大学）の利用依頼申出者や利用者について、以下の全ての要件を満たすこと。
 - ア 原則として、第三者提供の個票抽出の利用経験を有する者
 - イ SQLの知識を持ち、csvファイルをMicrosoft Excelファイル等で加工できる者
 - ※ ただし上記技術を要しないような「探索的研究」については、この要件を満たさない者でも利用可能とする。
 - ウ オンサイトリサーチセンターにおけるレセプト情報・特定健診等情報の利用に関するガイドライン第5の4. 利用依頼申出者の範囲の者
- （2）これらの要件に該当していることを有識者会議で審査できるよう、利用を希望する場合には、様式1の「12 その他必要事項」にこうした要件を満たしていることを記載すること。
2. 利用期間については、探索的研究は3か月、それ以外の場合は6か月とする。
 - ※ オンサイトの利用については、原則延長申請は受け付けない。
3. 当面の間、各オンサイトリサーチセンターで同時に利用できる申出を2つまでとする。
 - ※ 京大オンサイトでは、そのうち1アカウントを一般開放する。
4. 利用申出の審査については、2019年9月の有識者会議から順次行い、要件を満たした申出から利用を開始する。
5. オンサイトリサーチセンターの利用時間は、原則、平日の9時から17時までとする。
6. 一般利用の開始後も、継続的に利用の実態に係る課題等を把握し、有識者会議の意見を踏まえ、必要な対応を講じる。

オンサイトリサーチセンターの利用者支援に係るワークフロー

- オンサイトリサーチセンターの利用者支援については、オンサイト運営管理者（厚労省・東大・京大）が行っている。
- NDBデータについては、利用ニーズはあるが、実行可能性やデータ解析等に不安があり、研究者の利用数はあまり増えていない。
- 「オンサイトリサーチセンターにおける申請前支援」として、運営管理者が行える業務にオンサイトリサーチセンター利用申出者のRQが実行可能かどうか、事前に探索できることとしてはどうか（事前探索のためのオンサイト運営管理者による事前準備業務も含むこととする）。

